

NPEの化審法第二種特定化学物質への 指定の取組みなど

令和6年3月

環境省 大臣官房 環境保健部
環境保健企画管理課 化学物質審査室
製品監視専門官 飯束 敏泰

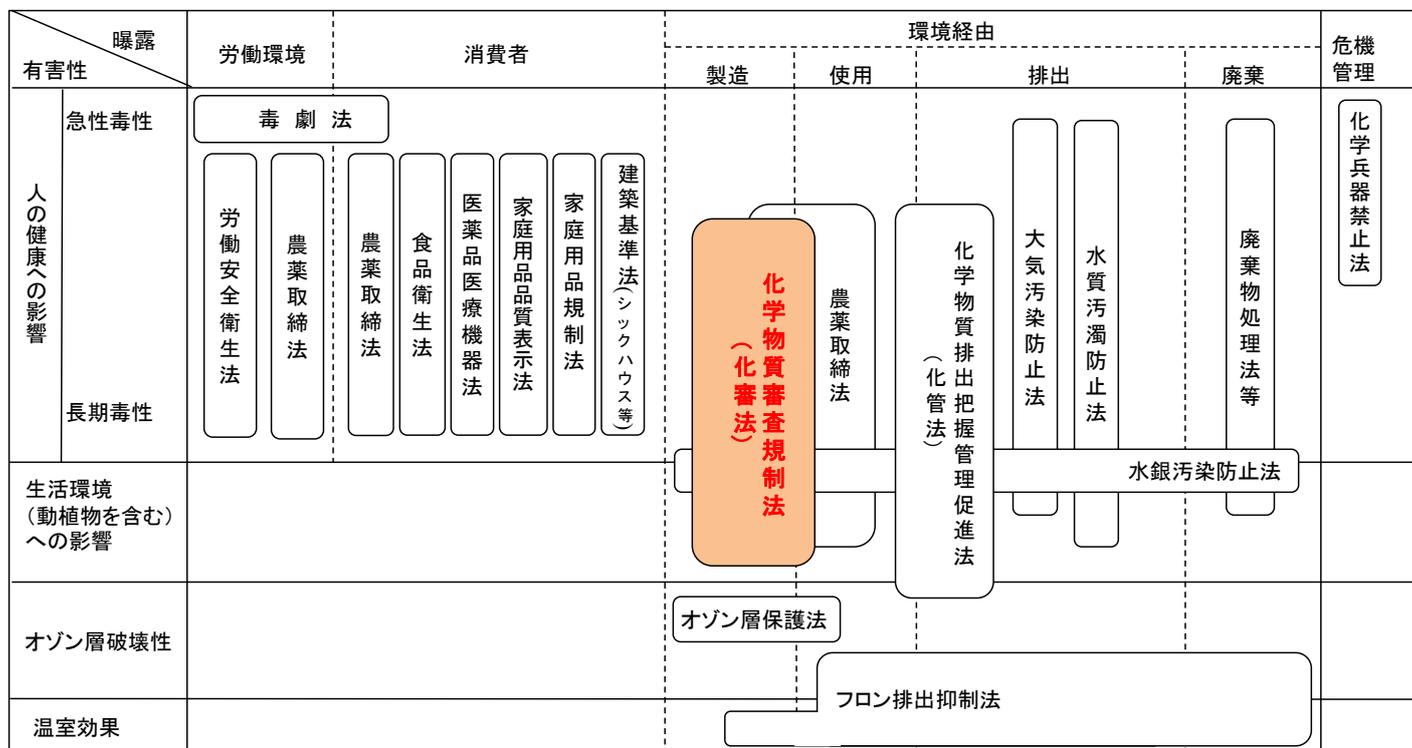
発表内容

- ①化審法におけるリスク評価の概要
- ②NPEの第二種特定化学物質への指定について

我が国の化学物質規制における化審法の位置づけ

○我が国における化学物質規制では、暴露経路やライフサイクルの段階に応じて様々な法律により管理が行われている。

○化審法は、環境を経由した人への影響や生活環境・生態系への影響を対象としている。



2

化学物質審査規制法(化審法)とは

目的

○人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息・生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染を防止。

概要

○新規化学物質の事前審査

→新たに製造・輸入される化学物質に対する事前審査制度

○上市後の化学物質の継続的な管理措置

→製造・輸入数量の把握(事後届出)、有害性情報の報告等に基づくリスク評価

○化学物質の性状等(分解性、蓄積性、毒性、環境中での残留状況)に応じた規制及び措置

→性状に応じて「第一種特定化学物質」、「第二種特定化学物質」等に指定

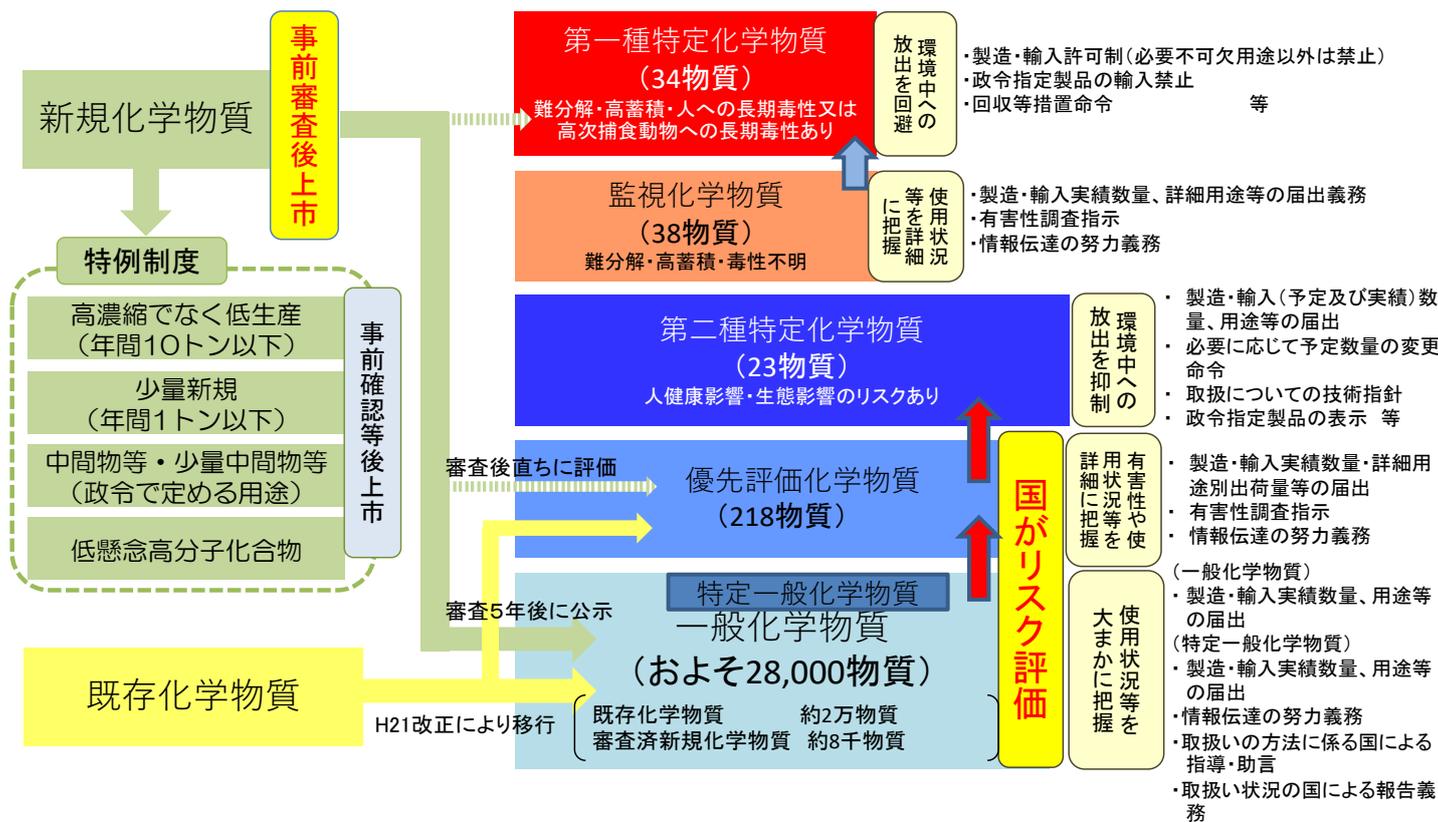
→製造・輸入数量の把握、有害性調査指示、製造・輸入許可、使用制限等

3

化審法の体系

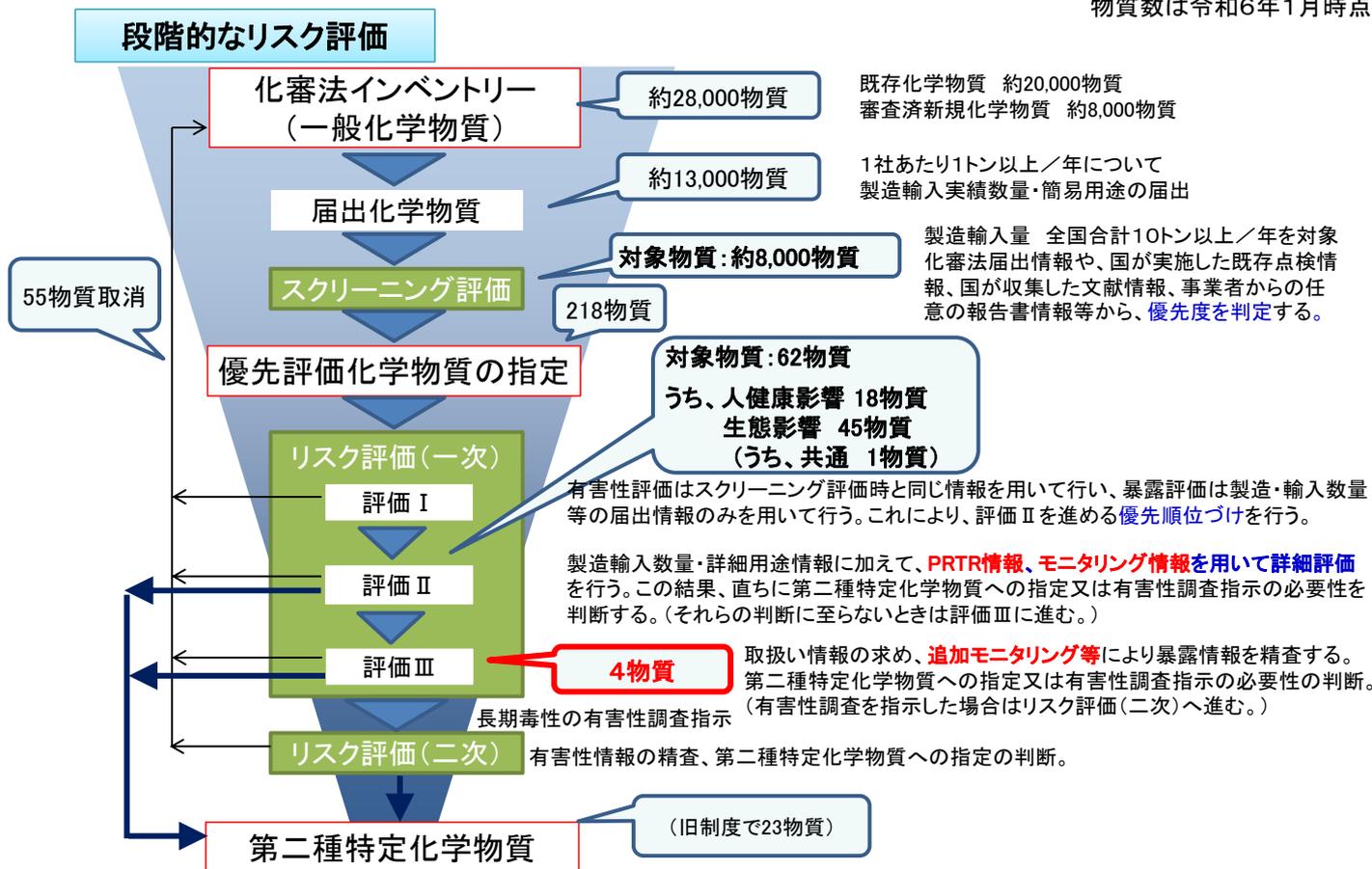
○上市前の事前審査及び上市後の継続的な管理により、化学物質による環境汚染を防止。

物質数は令和6年1月時点



化審法のスクリーニング評価・リスク評価

物質数は令和6年1月時点



スクリーニング評価

○それぞれの一般化学物質について、暴露クラス（推計排出量の大きさ）及び有害性クラス（有害性の強さ）を付与し、以下のマトリックスを用いてスクリーニング評価（リスクが十分に小さいとは言えない化学物質の選定）を行う。

【人・健康】

一般毒性、生殖発生毒性、変異原性、発がん性に係る有害性情報※から有害性クラスを設定

【生態】

水生生物の生態毒性試験データ(藻類・甲殻類・魚類)に係る有害性情報※から有害性クラスを設定

※化審法上で届出又は報告された情報、国が実施した既存点検情報、国が収集した文献情報、事業者からの任意の報告情報等

【総推計環境排出量】

・製造・輸入数量等の届出情報
・分解性の判定結果
から推計環境排出量を算出し、
暴露クラスを設定(毎年更新)

暴露クラス	総推計環境排出量
クラス1	10,000トン以上
クラス2	1,000 - 10,000トン
クラス3	100 - 1000トン
クラス4	10 - 100トン
クラス5	1-10トン
クラス外	1トン未満

		有害性クラス					
		強 ← → 弱				外	
暴露クラス	大 ↑ ↓ 小	1	2	3	4		外
		1	高	高	高	高	外
		2	高	高	高	中	外
		3	高	高	中	中	外
		4	高	中	中	低	外
		5	中	中	低	低	外
外	外	外	外	外	外		

リスクが十分に低いと判断できない

優先評価化学物質

一般化学物質

優先度「中」「低」は必要に応じてエキスパートジャッジで優先評価化学物質に指定

リスク評価(一次)について

リスク評価(一次)は、評価I、II、IIIの3段階構成

<評価I>

有害性評価は、スクリーニング評価時と同じ情報※を用いて行い、暴露評価は、製造・輸入数量等の届出情報のみを用いて行う。これにより、評価IIを進める優先順位づけを行う。

※化審法上で届出又は報告された情報、国が実施した既存点検情報、国が収集した文献情報、事業者からの任意の報告情報等

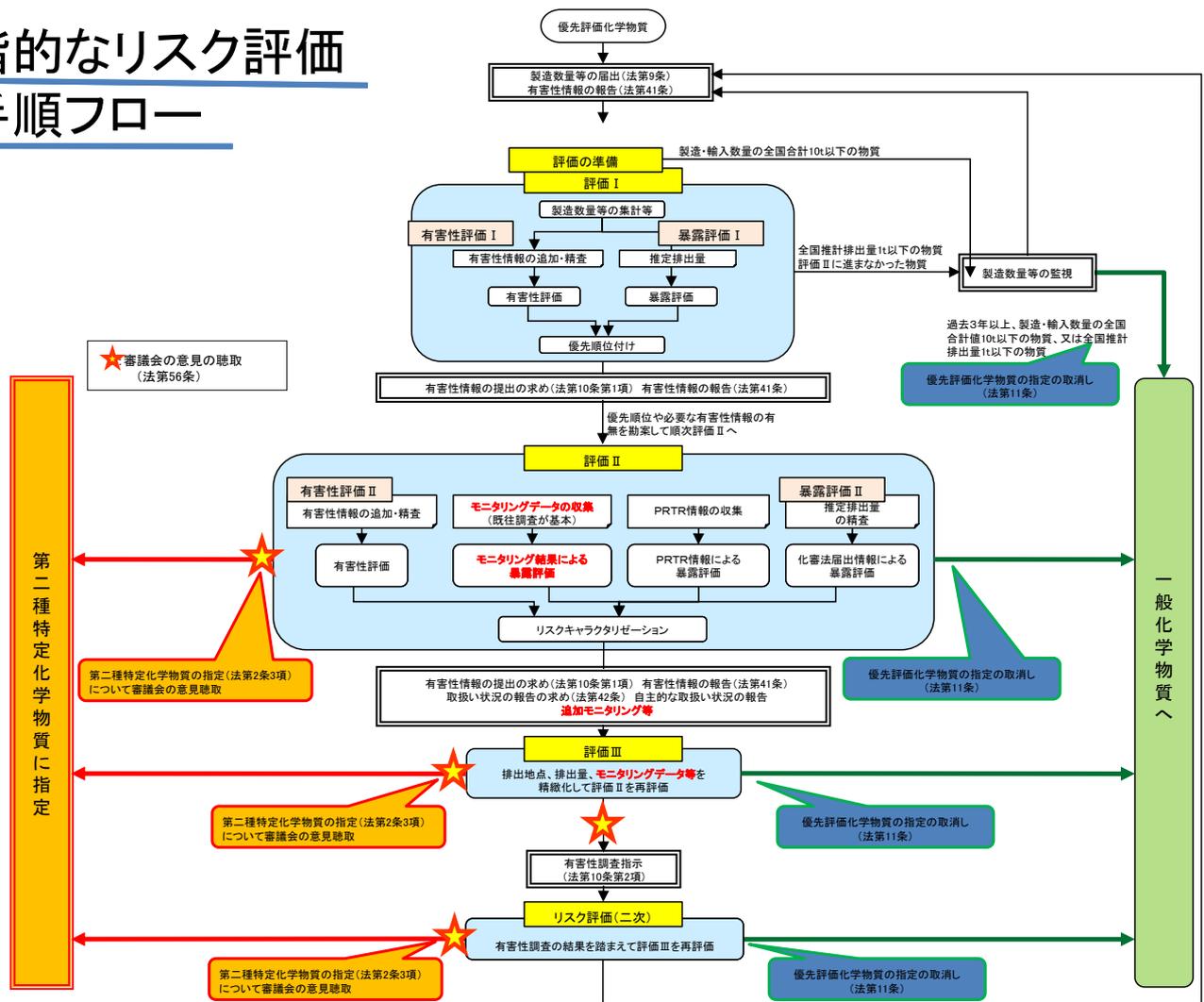
<評価II>

有害性評価は、有害性情報を追加的に収集して行い、暴露評価は対象範囲を増やしてリスク評価を行う。既往のPRTRデータやモニタリングデータも活用して行う。これらにより、リスク評価を行い、直ちに第二種特定化学物質への指定又は有害性調査の指示の可否を判断する。それらの判断に至らないときは評価IIIに進む。

<評価III>

取扱い情報や追加モニタリングデータ等も用いてリスク評価を精緻化し、有害性調査指示の必要性について判断する。

段階的なリスク評価 の手順フロー



化審法におけるリスク評価(一次) 評価Ⅱ

- 予測環境中濃度 (PEC) と予測無影響濃度 (PNEC) を比較してリスクを判定
- $PEC/PNEC \geq 1$ の場合、リスク懸念あり
- 化審法におけるリスク評価の詳細は下記ウェブサイトを参照
<https://www.env.go.jp/chemi/kagaku/assessment/index.html>

有害性評価

- ・ 予測無影響濃度 (PNEC) を算出する。
- ・ 文献等から得られた有害性情報に不確実性を考慮し PNEC を算出する。

$$\text{有害性情報} \div \text{不確実係数} = \text{PNEC}$$

暴露評価

- ・ 地点別に予測環境中濃度 (PEC) を算出する。
- ・ PEC の算出方法は次の2つ

- ◆ モニタリング調査による実測値
- ◆ モデルによる推計値
 使用するモデル G-CIEMS※1
 PRAS-NITE※2

PNEC

PEC

リスク判定

$PEC / PNEC \geq 1$: リスク懸念あり
 $PEC / PNEC < 1$: リスク懸念なし

各地点で判定

・ 藻類
 ・ 甲殻類
 ・ 魚類
 の水生生物 (必要に応じて底生生物も) の有害性情報等を活用

リスク評価の結果は、第二種特定化学物質の要件である「相当広範な地域においてリスクが懸念される状況」に鑑み、リスクが懸念される地域の全国的な分布状況で示すことを基本とする。

※ 予測環境中濃度 (PEC: Predicted Environmental Concentration)
 ※ 予測無影響濃度 (PNEC: Predicted No Effect Concentration)

※1 http://www.nies.go.jp/rcer_expoass/gciems/gciems.html
 ※2 <https://www.nite.go.jp/chem/risk/pras-nite.html>

①化審法におけるリスク評価の概要

②NPEの第二種特定化学物質への指定について

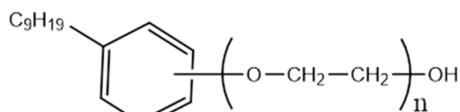
10

α -(ノニルフェニル)- ω -ヒドロキシポリ(オキシエチレン)(別名ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニルエーテル)のリスク評価について

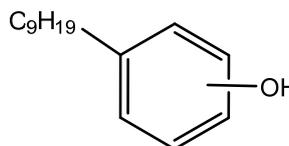
○標記化学物質(以下、本資料ではノニルフェノールエトキシレート(NPE)と記載する。)^{※1}については平成30年からリスク評価II・IIIを実施。令和5年1月17日合同審議会^{※2}において、リスク評価書を審議。

主な用途：工業用洗剤(繊維、金属製品など)、プラスチック・ゴム乳化剤、農薬展着剤、塗料乳化剤、皮革処理剤

○当該物質のリスク評価にあたっては、変化物であるノニルフェノール(NP)
($C_6H_4(OH)C_9H_{19}$)についても、あわせて評価を実施。



ノニルフェノールエトキシレート
(NPE)



ノニルフェノール
(NP)

※1 リスク評価書では α -(ノニルフェニル)- ω -ヒドロキシポリ(オキシエチレン)(別名ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニルエーテル)という名称を使用。

※2 薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会、化学物質審議会安全対策部会、中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会の合同会合

11

NPEの生態リスク評価について(有害性)

○ 主な論点として、NPE変化物であるノニルフェノール(NP)について、以下の2つのデータで総合的にリスクを評価することとなった。

・Watanabeら(2017)^{※1}のメダカ拡張1世代繁殖試験(Medaka Extended One-Generation Reproduction Test, MEOGRT)

→ 専門家会合を経てPNECは0.00030 mg/L以下

・Ward and Boeri(1991)^{※2}のアミ科*Americamysis bahia*を用いた試験のデータの取り扱いが論点となっていた。

→ PNECは0.00039 mg/L

※1 Watanabe H, Horie Y, Takanobu H, Koshio M, Flynn K, Iguchi T, Tatarazako N (2017) : Medaka Extended One-Generation Reproduction Test Evaluating 4-Nonylphenol. Environ Toxicol Chem 36:3254–3266.

※2 Ward TJ, Boeri RL (1991) : Chronic Toxicity of Nonylphenol to the Mysid, *Mysidopsis bahia*. EnviroSystems Study No.8977-CMA, EnviroSystems Div.Resour.Anal.Inc., Hampton, NH:61 p. (ECOTOX No.55405)

リスク評価結果について(その1)

→ **モニタリング結果**との関係の検討

NPについて、直近5年(2016年度～2020年度)の**モニタリングデータ**における最大濃度データによるリスク評価結果は表のとおり。

PECwater/PNECwater比の区分	水生生物 変化物 NP	
	A. メダカ拡張1世代繁殖試験をキースタディとする場合	B. アミを用いた試験をキースタディとする場合
	PNEC 0.00030 mg/L以下 (0.30 µg/L以下)	PNEC 0.00039 mg/L (0.39 µg/L)
$1 \leq \text{PECwater/PNECwater}$	51以上(39流域以上)	39(33流域)
$0.1 \leq \text{PECwater/PNECwater} < 1$	449以上	453
$\text{PECwater/PNECwater} < 0.1$	0	8

PECwater: 予測環境濃度(水環境)、PNECwater: 予測無影響濃度(水環境)



NPの環境モニタリングによる実測濃度がPNECを超えた地点が多数確認されたことから、リスク低減に向けた対策の必要性が認められた。

リスク評価結果について(その2)

→排出源との関係を検討

○事業所ごとに実施している排水処理や産廃処理においては、油水分離や中和凝集処理のみの場合は、排水中にNPE等が残っている可能性がある。

○G-CIEMS※¹によるNPEの排出源寄与割合予測を行ったところ、多くの地点は洗剤等の化審法用途の寄与が大部分であることが示唆され、農薬(田)の寄与が最大で25%強ある地点もあった。



<NPEの今後の対策のあり方>

○洗剤等開放系用途に用いられているNPEについては、それが環境中で生分解して生成する化学物質(NP)が相当広範な地域の環境において相当程度残留しており、生活環境動植物の生息又は生育に係る被害を生ずるおそれがあると認められる。

○今後の対策に当たっては、変化物NPのPNECはメダカのMEOGRTデータに基づく0.0003mg/L以下を採用し、対策の目標としては当面0.0003mg/Lとする。

※¹ G-CIEMS: 様々な排出源の影響を含めた暴露シナリオによる推計モデル

リスク評価結果について(その3)

<結論>

○したがって、NPEを第二種特定化学物質に指定し、リスク低減のための対策を行うことが適当である。

○リスク低減のための対策としては、NPE及びNPE使用製品に表示を義務づけるとともに、開放系用途を対象に技術上の指針を定め、NPEを使用する事業者には指針に基づく取組を講ずるよう促すことが適当である。

リスク評価書の結果を受けた検討の経緯

- 令和5年1月17日に開催された合同審議会において、リスク評価書の審議を踏まえて、NPEについては、環境中で生分解して生成する化学物質が相当広範な地域の環境において相当程度残留しており、生活環境動植物の生息又は生育に係る被害を生ずるおそれがあると認められるとのリスク評価結果及びNPEを第二種特定化学物質に指定し、リスク低減のための対策を行うことが適当である、という方針については了承された。
- 令和5年9月15日の合同審議会にて、今般、NPEを化審法第2条第3項に規定する第二種特定化学物質に係る要件に該当することを確認し、その上で、第二種特定化学物質として講じるべき措置について検討する必要があることから、上記検討した。

16

NPEの第二種特定化学物質への指定について

- リスク評価結果から、洗淨剤等開放形用途に用いられているNPEについては、それが環境中で生分解して生成する化学物質が相当広範な地域の環境において相当程度残留しており、生活環境動植物の生息又は生育に被害を生ずるおそれがあると認められる。
- 上記を踏まえ、法第2条第3項の第二種特定化学物質に係る要件に該当することから、下表に掲げる化学物質を第二種特定化学物質に指定する。

第二種特定化学物質に新たに指定する物質

優先評価化学物質名称	【優先評価化学物質通し番号86】 「 α -（ノニルフェニル）- ω -ヒドロキシポリ（オキシエチレン） （別名ポリ（オキシエチレン）=ノニルフェニルエーテル）」
第二種特定化学物質指定後の物質名称（予定）	ポリ（オキシエチレン）=アルキルフェニルエーテル（アルキル基の炭素数が9のものに限る。）（別名NPE）
CAS登録番号（参考※）	26571-11-9、27177-08-8、20427-84-3、104-35-8 等
化審法官報公示整理番号（参考※）	3-589、7-172

※CAS登録番号、化審法官報公示整理番号は参考であり、名称に含まれる化学物質が対象となる。

17

NPEの第二種特定化学物質への指定に際し、 NPE自体の製造・輸入事業者等に対して講じる措置について

化審法に基づく第二種特定化学物質に係る措置

- 第二種特定化学物質の製造者・輸入者又は政令指定製品の輸入者に対する、予定数量及び実績の届出義務(化審法第35条)
- 第二種特定化学物質等取扱事業者※に対する、技術上の指針の公表及び環境の汚染を防止するためにとるべき措置に関する勧告(化審法第36条)
- 第二種特定化学物質等取扱事業者に対する、環境の汚染を防止するための措置等に関する表示義務(化審法第37条)
- 第二種特定化学物質の製造者・輸入者又は政令指定製品の輸入者に対する、環境の汚染により人の健康に係る被害又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害を生ずることを防止するための、製造・輸入に係る予定数量の変更に関する命令(化審法第35条)

○NPEが第二種特定化学物質に指定されることに伴い、NPEを製造・輸入する事業者に対しては、化審法第35条に基づく事前の製造輸入予定数量の届出及び事後の実績数量の届出義務、NPEの取扱事業者※に対しては、化審法第36条に基づく技術上の指針の遵守義務及び化審法第37条に基づく表示の義務が課される。

※NPEの取扱事業者:a. NPEを製造する者、b. NPEを使用する者、c. その他の業としてNPEを取扱う者(運搬等) 18

技術上の指針／措置等に関する表示にて考慮すべきと考えられる要素

- 技術上の指針の策定に当たって考慮すべきと考えられる主な要素**
 - ・保管時の漏洩等のおそれがないよう必要な措置を講じること。
 - ・外部に流出しないように必要な措置を講じること。こぼれた場合は、速やかに拭き取る等の措置を講じること。そのために必要な器具については、一定の場所に保管していること。
 - ・取扱いに係る作業要領を策定すること。
 - ・排ガス、廃液等については、関係法令に従って、適切に処理すること。
- 環境汚染を防止するための措置等に関する表示について考慮すべきと考えられる主な要素**
 - ・第二種特定化学物質が使用されていること及び当該物質の名称
 - ・第二種特定化学物質の含有量
 - ・使用上の注意
 - ・不慮の事故等により、第二種特定化学物質が漏出した場合等の措置

なお、製造事業者等により既に表示がなされている場合は、特に必要と認められる場合を除いて、販売業者等が表示を行う必要はないと考えられる。

NPEが使用されている製品への対応

○化審法第35条に基づき輸入予定数量等の届出を義務づける製品、化審法第36条に基づく技術上の指針の遵守義務、化審法第37条に基づく表示の義務を課す製品を指定すべきかどうかについて検討した。

データや調査結果

- ・ NPEの用途及び製造輸入量等について
- ・ NPEのPRTR制度に基づく排出量推計について
- ・ リスク評価時の排出源分析結果について
- ・ 排出実態調査について

20

NPE使用製品への対応に係る検討（用途および製造輸入数量）

化審法届出情報に基づくNPEの出荷数量と推計排出量（2021年度）

用途番号- 詳細用途 番号	用途分類	詳細用途分類	出荷数量 (t/年)	推計排出量 (t/年)※
112-a	水系洗浄剤 (工業用のものに限る。)	界面活性剤(石鹼・合成洗剤用)	634	32(32)
113-a	水系洗浄剤(家庭用又は業務 用のものに限る。)	界面活性剤(石鹼・合成洗剤・ウイ ンドウオッシャー液用)	37	37(37)
115-h	塗料又はコーティング剤(プラ イマーを含む。)	乳化剤、分散剤、濡れ剤、浸透剤、 表面調整剤、造膜助剤	195	15(7)
125-p	合成繊維又は繊維処理剤	乳化剤、分散剤、消泡剤	67	13(13)
合計			2,657	131(113)

○製造・輸入されたNPEの主な開放系用途は水系洗浄剤等

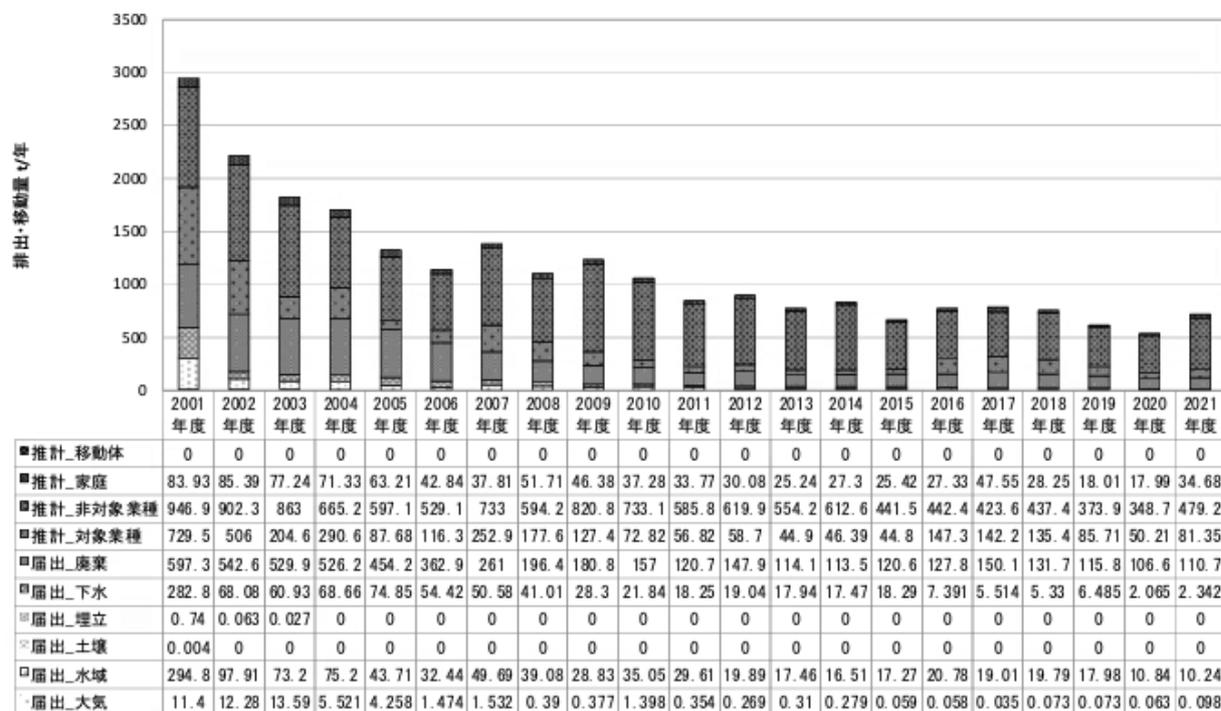
○中間物と輸出分の用途を除き、2000 t弱が水系洗浄剤等のNPE含有製品の生産に使用されている。

○水域への排出量は合計113 tと推計されており、水系への主な排出(用途・推計排出量)は、「水系洗浄剤、合成繊維又は繊維処理剤」(87.6 t)である。

NPE使用製品への対応に係る検討（PRTRに基づく排出量推計①）

○2021年度のNPEのPRTR届出に基づく水域排出量は10.2 t

PRTR制度に基づくNPEの排出・移動量の経年変化



NPE使用製品への対応に係る検討（PRTRに基づく排出量推計②）

○下表からは、「農薬」が462.3 t、「対象業種の事業者のすそ切り以下」は73.8 t、「洗浄剤・化粧品等」は49.3 t。

NPEのPRTR届出外排出量(2021年度)

		年間排出量 (t/年)																								
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23		
		対象業種の事業者のすそ切り以下	農薬	殺虫剤	接着剤	塗料	漁網防汚剤	洗浄剤・化粧品等	防虫剤・消臭剤	汎用エンジン	たばこの煙	自動車	二輪車	特殊自動車	船舶	鉄道車両	航空機	水道	オゾン層破壊物質	ダイオキシン類	低含有率物質	下水処理施設	一般廃棄物処理施設	産業廃棄物焼却施設	合計	
大区分	移動体																									
	家庭		○	○	○	○		○	○	○									○	○						34.7
	非対象業種		○	○	○	○		○	○	○									○	○						479.2
	対象業種(すそ切り)	○	○																○	○	○	○	○	○	○	81.3
推計量		73.8	462.3	2.3				49.3															7.5		595.2	

○当該PRTR届出外排出量の推計方法によれば、「対象業種の事業者のすそ切り以下」の主な内訳は工業用洗浄剤等とされている。

○以上より工業用洗浄剤等・業務用洗浄剤の排出量は100 t以上と推計される

- リスク評価書では、**水質モニタリングによるNPの実測濃度**が、NPの生態影響に係る有害性評価値(PNEC)を超過した地点が多数確認されたことを踏まえ、排出源を分析すべく、**水質モニタリングデータ**において複数年PNECを超過している地点の流域を調査分析すると共に、関係業界へのヒアリングを通じて業種ごとの取扱い状況を調査した。
- また、化審法の規制の対象外である農薬由来の可能性や、親物質の変化物が底質に残留している可能性などについても検討した。
- これによると、NP及びNPEの発生源が化審法用途由来なのか、農薬由来なのか、又は底質等への残留物の流出由来なのか、を特定することは困難であった。

環境モニタリング(NP)でリスク懸念あり(水生生物)となった地点の発生源別寄与割合

実測濃度 (NP)				G-CIEMS予測濃度 (NPE)																	
都道府県名	水域名	地点名	生活環境項目測定結果		LinkID	予測濃度 (mg/L)	PEC/PNEC比	流量 (m³/s)	PRTR届出	予測濃度にしめる寄与											
			直近5年間最大値	直近5年間最大PEC/PNEC比 (MEOGRT)						すそきり以下	PRTR 農薬			PRTR 殺虫剤			PRTR 洗浄剤化粧品等		化審法長期使用全用途		
										田	果樹	畑等	家庭用	防疫用	不快害虫	シロアリ	化審法対象用途	化審法除外用途			
Q	Q5	Q5-1	0.0014	4.7	860610105	0.014	0.98	2.5	0.0%	61.2%	2.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.9%	0.0%	0.0%	32.3%	0.6%	2.2%	
F	F6	F6-1	0.0012	4.1	830280983	0.044	3.2	0.025	0.0%	41.3%	2.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.7%	0.0%	0.0%	53.2%	0.6%	1.8%	
K	K2	K2-1	0.0010	3.4	842690033	0.0000094	0.000067	17	0.0%	53.1%	23.7%	0.0%	0.1%	0.0%	0.5%	0.0%	0.0%	13.7%	1.6%	7.3%	
H	H2	H2-1	0.0010	3.4	835440027	0.011	0.75	0.26	0.0%	21.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.8%	0.0%	0.0%	73.9%	0.9%	2.8%	
C	C5	C5-1	0.0010	3.2	825370088	0.00023	0.017	0.46	0.0%	35.0%	15.3%	0.0%	0.0%	0.0%	1.4%	0.0%	0.0%	41.5%	1.2%	5.7%	
Q	Q5	Q5-2	0.00085	2.8	860610105	0.014	0.98	2.5	0.0%	61.2%	2.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.9%	0.0%	0.0%	32.3%	0.6%	2.2%	
C	C6	C6-1	0.00078	2.6	822560049	0.00048	0.034	0.65	0.0%	28.8%	12.6%	0.0%	0.0%	0.0%	1.3%	0.0%	0.0%	51.2%	1.3%	4.8%	
J	J1	J1-1	0.00078	2.6	830320001	0.0012	0.084	1.7	0.0%	71.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.2%	0.0%	0.0%	24.5%	0.5%	2.1%	
N	N7	N7-1	0.00078	2.6	852790014	0.0020	0.14	1.6	0.0%	39.0%	2.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.8%	0.0%	0.0%	53.9%	0.9%	3.1%	
Q	Q1	Q1-1	0.00072	2.4	860610098	0.011	0.78	5.8	0.0%	63.4%	2.1%	0.0%	0.0%	0.0%	1.3%	0.0%	0.0%	31.0%	0.5%	1.7%	
C	C3	C3-1	0.00070	2.3	822570025	0.000070	0.0050	4.8	0.0%	34.1%	25.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.7%	0.0%	0.0%	33.0%	0.9%	4.3%	
Q	Q7	Q7-1	0.00066	2.2	860610111	0.013	0.90	2.3	0.0%	59.4%	3.4%	0.0%	0.0%	0.0%	1.0%	0.0%	0.0%	33.2%	0.6%	2.4%	
Q	Q4	Q4-1	0.00065	2.2	860610104	0.0043	0.31	16	0.0%	62.2%	2.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.9%	0.0%	0.0%	31.3%	0.6%	2.2%	
G	G3	G3-1	0.00060	2.0	830290066	0.014	1.0	0.17	0.0%	33.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.1%	0.0%	0.0%	59.6%	1.2%	4.6%	
S	S3	S3-1	0.00060	2.0																	
C	C2	C2-2	0.00059	2.0	822560006	0.00051	0.037	7.7	0.0%	30.3%	4.1%	0.0%	0.0%	0.0%	1.3%	0.0%	0.0%	59.9%	1.0%	3.3%	
N	N9	N9-1	0.00057	1.9	850530117	0.0075	0.54	0.20	0.0%	39.2%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.8%	0.0%	0.0%	55.9%	0.9%	2.9%	
S	S1	S1-1	0.00057	1.9																	
M	M2	M2-1	0.00054	1.8	832680034	0.00027	0.020	8.7	0.0%	36.9%	3.1%	0.0%	0.0%	0.0%	1.0%	0.0%	0.0%	55.8%	0.7%	2.5%	
P	P1	P1-1	0.00053	1.8	860610551	0.0057	0.40	0.042	0.0%	71.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.1%	0.0%	0.0%	24.0%	0.7%	3.1%	

※表はR5.1.17審議会資料より一部抜粋

- G-CIEMSにより排出源寄与割合予測を行ったところ、多くの地点において洗浄剤等の化審法用途の寄与が大部分を占めると示唆された。
- 農薬(田)の寄与が最大で25%強ある地点もあった。
- 長期使用製品の使用段階での排出の寄与は数%程度と示唆された。

NPE使用製品への対応に係る検討（排出実態調査①）

- リスク評価書にも掲載した、NPEの使用実態に係る業界団体等へのヒアリング調査結果（2022年1月審議会資料）等によると、NPEの使用が確認されている各工場では排水処理や産廃処理が行われている。
- 具体的には、産廃業者により焼却処分されていればNPEは残留しないこと、活性汚泥法が使われていればNPEが97%以上除去されること、下水処理場では主に好氣的な微生物処理が行われておりNPE及びNPの除去率は90%以上であること、その内、生活系排水の流入割合が高い下水処理場と事業場排水の流入割合が高い下水処理場の場合、最終的に約99%除去される、とのことであった。
- 一方、油水分離や中和凝集処理のみの場合は、排水中にNPEやNP等が残っている可能性があると考えられた。

26

NPE使用製品への対応に係る検討（排出実態調査②）

- このような中、2023年4月に、化審法届出事業者とPRTR届出事業者を合わせて約200事業者、関係団体約30団体を通じて、NPE取扱いに係る実態調査（約250事業者より回答あり）を行った。
- 審議会資料2-1別添表5「NPEが使用されている主な製品の国内出荷数量・輸入数量等について」の用途でNPEを用いるに当たり水域・下水への排出があると回答のあった事業者（約60事業者）においても、約8割は活性汚泥法等の生物処理を行ってから公共用水域や下水道への排出、又は産業廃棄物処理委託を実施しているとの回答があった。

27

技術上の指針及び表示義務対象の製品の指定について

- 既述のとおり、化審法届出情報よりも実態を反映していると考えられるPRTR制度に基づくNPEの2021年度排出量において、PRTR届出による水域排出量10.2 tに比べて、PRTR届出外排出量(推計値)の合計は約600 tと非常に大きく、この内、化審法対象の工業用洗浄剤等及び業務用洗浄剤について、すそ切り以下事業者からの排出量の推計も含め100 t以上のPRTR届出外排出量が推計されている。
- また、リスク評価書のG-CIEMSを用いた排出源寄与割合予測によると、**環境モニタリング調査**においてNPの濃度がPNECを超えた地点について、PRTR制度に基づく届出外排出量の工業用洗浄剤等及び業務用洗浄剤の排出による寄与が大部分を占め、長期使用製品の使用段階での排出については、数%の寄与率であることが示唆されている。
- 以上に加えて、産業団体を通じたヒアリング等の結果を考慮すると、多くの事業者は適切な排出処理や廃棄物処理をしていると考えられるが、すそ切り以下事業者に該当するような小規模事業者の状況を網羅的には把握できていない可能性がある。
- また、NPE含有水系洗浄剤の取扱いに当たっては、NPEを含有する排水が出ることが想定されることから、特に適切な排水処理等が求められる。なお、関係団体によると、家庭用洗浄剤にはNPEは使われていないことがわかっている。

28

技術上の指針及び表示義務対象の製品の指定について

- 以上により、下表に掲げる製品については、化審法第36条第1項に基づく技術上の指針の遵守及び化審法第37条第1項の環境汚染防止のための表示の義務が課される製品として政令で指定する。

NPEを使用している場合は化審法第36条に基づく技術上の指針
及び 化審法第37条に基づく表示義務の対象となる製品

製品※	水系洗浄剤(水で希釈して使用する洗浄剤)
-----	----------------------

※ 製品についての表現の仕方については、今後、変更があり得る。

- ※農薬は化審法による規制の対象外ではあるが、2023年1月のNPEに関するリスク評価結果において、「NPEは農薬用途としても相当量使われ継続的に環境中に放出されていると考えられることから、その排出量を低減するための措置について、所管省庁において検討されることが適当である。」とされたところである。このことも踏まえ、環境省と農林水産省は、NPEを有効成分又は補助成分として含む農薬について、別の成分へ切替え等を依頼する旨、農薬メーカーが所属する団体等に通知した(2023年1月)。

29

- 海外におけるNPE含有製品の製造・使用・輸出状況について、在外大使館を通じ調査した。その結果、一部の国・地域では、洗浄剤等でNPEを含有する製品の製造・使用実績があることが確認されたが、特に我が国への輸出状況については明確な回答が得られなかった。
- また、前述した通り、NPEの第二種特定化学物質の指定に係り、表示義務及び技術上の指針を策定すべき製品として水系洗浄剤を提示しているが、日本で販売されている海外製の水系洗浄剤としては、自動車用洗浄剤、洗濯用洗浄剤などがあるが、国内代理店等がある海外メーカー製の自動車用洗浄剤や、Webサイトに掲載のある洗濯用洗浄剤・柔軟剤、業務用洗浄剤についてSDS等で成分を確認したところ、NPEが含有されている製品は見つからなかった。
- 現時点では、国内で市販される海外製の水系洗浄剤にはNPEが含有されていることは確認できていないことから、水系洗浄剤について化審法第35条第1項に規定する政令で定める製品に含める必要はないこととする。
- なお、輸入されたNPE含有水系洗浄剤の取扱いに対しても化審法第36条に基づく技術上の指針及び第37条による表示の義務に係る規定が適用される。

30

今後のスケジュール

<今後のスケジュール> (予定については前後する可能性がある。)

令和6年春以降	TBT通報、 化審法施行令の一部を改正する政令案に関するパブリックコメント
令和6年夏以降	改正政令公布
令和7年春以降	施行

※世界貿易機関(WTO)「貿易の技術的障害に関する協定」(TBT協定)に基づき、WTO事務局に本件を通報しWTO加盟国から意見を受付

31

ご静聴ありがとうございました

環境省化学物質審査室 ホームページ

スクリーニング評価、リスク評価

<https://www.env.go.jp/chemi/kagaku/index.html>

ここから探せる化学物質情報”ケミココ”

<https://www.chemicoco.env.go.jp/>